

山梨県公報

第七百七十三号

平成十九年

七月二日

月 曜 日

目次

家畜伝染病の発生	四八五
建築基準法に基づく道路位置指定	四八五
公安委員会	四八五
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	四八五

正誤

平成十九年三月八日付け第七百四十二号中	四九四
平成十九年三月十五日付け第七百四十四号中	四九四
平成十九年四月十九日付け第七百五十四号中	四九四

告示

山梨県告示第二百五十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があつた。

平成十九年七月二日

山梨県知事 横内正明

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨ一ネ病	山羊	患畜	七	北杜市明野町浅尾	平成十九年六月二十一日

山梨県告示第二百五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡北支所を除く)に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年七月二日

山梨県知事 横内正明

- 道路の位置
南アルプス市西南湖字上河原二二八番一
- 道路の幅員
四・七五メートル
- 道路の延長
六九・一二九メートル

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

平成十九年七月二日

山梨県公安委員会

委員長 鶴田美枝

別表第三中

二二九	市道 小松峯 本通線	甲府市屋形三丁目八番一三号先(ホワイトハイム)から甲府市屋形三丁目九番九号先(長谷川方前)まで (二四〇メートル)	車両 (軽車 を除く)	日曜、 休日を 除く七 時から 九時ま で、一 四時か ら一六 時まで	甲府 平一〇・三・五 告示 第一三 号
-----	------------------	--	-------------------	---	---------------------------------

二二九	市道	甲府市屋形三丁目九番九号先から甲府市古府中町一、五二七番地一先まで(一四〇メートル)	車両(軽車両を除く)	日曜及び休日を除く七時から九時まで及び一四時から一六時まで	甲府	平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	----	--	------------	-------------------------------	----	---------------------

六九二	県道石和温泉停車場線	笛吹市石和町市部九四〇番地先から笛吹市石和町市部一、〇番地先(遠妙寺南側)まで(七〇メートル)	車両(二輪、軽車両、沿道、家屋関係車両を除く)	終日	笛吹	平成一九年三月二日 告示第二八号
-----	------------	---	-------------------------	----	----	---------------------

六九二	県道石和温泉停車場線	笛吹市石和町市部九四〇番地先から笛吹市石和町市部一、〇番地先(遠妙寺南側)まで(七〇メートル)	車両(二輪、軽車両、沿道、家屋関係車両を除く)	終日	笛吹	平成一九年三月二日 告示第二八号
六九三	市道	甲府市古府中町一、五二七番地一先から甲府市屋形三丁目九番二六号先まで(一〇)	車両(軽車両を除く)	日曜及び休日を除く七時から	甲府	平成一九年七月二日 告示第六〇号

〇三メートル)	ら九時まで及び一四時から一六時まで
---------	-------------------

二二二	町道五号線	中巨摩郡昭和町西条三、六七九番地の一先(甲府昭和高校入口交差点北側町道交差点)から中巨摩郡昭和町西条三、五二七番地の三先(平安閣西側町道交差点)まで(一七五メートル)	車両	車両進行 東から西へ 終日	南甲府	平成一九年七月二日 告示第二八号
-----	-------	---	----	---------------------	-----	---------------------

二二二	削除				南甲府	平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	----	--	--	--	-----	---------------------

三五五	町道五七号線	中巨摩郡昭和町西条三、七六〇番地先(甲府昭和高校入口交差点)から中巨摩郡昭和町西条三、七八七番地先(信玄本陣駐車場北側出入口)まで(三〇メートル)	車両	車両進行 東から西へ 終日	南甲府	平成一九年八月六日 告示第三二二号
-----	--------	---	----	---------------------	-----	----------------------

に改める。
別表第四中

三五五	町道	中巨摩郡昭和町西条三、七八七番地先（典礼館駐車場前）から中巨摩郡昭和町西条三、七八七番地先（典礼館駐車場前北側入口）まで（一八メートル）	車両	車両進行 東から西 へ終日	南甲府	平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	----	--	----	---------------------	-----	---------------------

に改める。
別表第十中

六八七	県道 武田八幡神社線	葦崎市水神一丁目六番一号先（武田橋北詰）	一	葦崎	五九・一・一九二号
-----	---------------	----------------------	---	----	-----------

六八七	国道二〇号	葦崎市水神一丁目六番一号先（武田橋北詰交差点）	二	葦崎	平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	-------	-------------------------	---	----	---------------------

一、九九四	県道 甲府敷島葦崎線	北巨摩郡双葉町竜地四、五四八番地の一先（県道甲府敷島葦崎線と茅ヶ岳広域農道との交差点）	三	葦崎	五二・六・六二二号
-------	---------------	---	---	----	-----------

一、九九四	県道甲府葦崎線	甲斐市竜地四、五四八番地の一先（竜地交差点）	四	葦崎	平成一九年七月二日 告示第六〇号
-------	---------	------------------------	---	----	---------------------

五、二二三	県道戸沢谷村線	都留市玉川七一七番地先（引の田橋東詰丁字路交差点）	一	都留	平成一九年三月二二日 告示第二八号
-------	---------	---------------------------	---	----	----------------------

五、二二三	県道戸沢谷村線	都留市玉川七一七番地先（引の田橋東詰丁字路交差点）	一	大月	平成一九年七月二日 告示第六〇号
五、二二四	市道	中央市成島一、七三六番地の二先（丁字路交差点）	一	南甲府	平成一九年七月二日 告示第六〇号

に改める。
別表第十四中

六一五	市道 南西三五号線	甲府市徳行二丁目一七番三三号先（塩入方北交差点）から甲府市下石田二丁目二二番二八号先（水道局北交差点）までの両側	車両（原付・けん引を除く）	五〇	甲府	平一・四・二六 告示第二〇号
-----	--------------	--	---------------	----	----	-------------------

六一五	市道	甲府市徳行二丁目二番二号先（徳行二丁目交差点）から甲府市下石田二丁目二番一号先（水道局北交差点）までの両側	車両（原付・けん引を除く）	五〇	甲府	平成一九年七月二日 告示第六〇号
-----	----	---	---------------	----	----	---------------------

に改める。
別表第十五中

二四五	市道	甲府市徳行二丁目一七番三三号塩入秀治方先から甲府市下石田二丁目二番一八号本田八千代方までの両側	七五〇	車両	終日	甲府	五四・一 一・一七 四八号
-----	----	---	-----	----	----	----	---------------------

を

二四五	市道	甲府市徳行二丁目一七番二二号先(徳行二丁目交差点)から甲府市下石田二丁目二番一八号先(水道局北交差点)までの両側	一、二〇〇	車両	終日	甲府	平成一九 年七月二 日 告示第六 〇号
-----	----	--	-------	----	----	----	---------------------------------

に改める。

別表第十六中

一一、一九三	村道三 線 二九号	南都留郡鳴沢村三、二二九番地先(南進車両)	富士吉 田	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
--------	-----------------	-----------------------	----------	--------------------------

を

一一、一九三	村道三 線 二九号	南都留郡鳴沢村三、二二九番地先(南進車両)	富士吉 田	平成一九年三月 二二日 告示第二八号
一一、一九四	市道	甲府市徳行二丁目一〇番二五号先(南進車両)	甲府	平成一九年七月 二日 告示第六〇号

一一、一九五	市道	甲府市徳行二丁目一四番二〇号先(北進車両)	甲府	平成一九年七月 二日 告示第六〇号
--------	----	-----------------------	----	-------------------------

一一、一九六	市道	甲府市徳行二丁目二番二二号先(南進車両)	甲府	平成一九年七月 二日 告示第六〇号
--------	----	----------------------	----	-------------------------

一一、一九七	県道甲 線 斐中央	甲斐市西八幡三、五五三番地先(玉幡西交差点北東角左折導流部・東進車両)	斐崎	平成一九年七月 二日 告示第六〇号
--------	-----------------	-------------------------------------	----	-------------------------

一一、一九八	県道甲 線 斐中央	甲斐市西八幡三、五九二番地一先(玉幡西交差点南西角左折導流部・西進車両)	斐崎	平成一九年七月 二日 告示第六〇号
--------	-----------------	--------------------------------------	----	-------------------------

に改める。
別表第十七中

六一〇	市道	甲府市徳行二丁目一七番三三号先(塩入秀治方)から甲府市下石田二丁目二番一八号先(本田八千代方)までの両側	七五〇	車両	終日	甲府	平九・三 ・一七 告示 第一九号
-----	----	--	-----	----	----	----	---------------------------

を

六一〇	市道	甲府市徳行二丁目二番二二号先(徳行二丁目交差点)から甲府市下石田二丁目二番一八号先(水道局北交差点)	一、二〇〇	車両	終日	甲府	平成一九 年七月二 日 告示第六 〇号
-----	----	--	-------	----	----	----	---------------------------------

に改める。

別表第二十三中

）までの両側

二三

国道二
〇号

甲斐市竜王一、四四七番地の先（竜王立休東側）から甲州市勝沼町勝沼二、二六二番地先（柏尾交差点）までの上下線
二三、五〇〇メートルの区間

上下
線各二（ただし、付加車線のあ

同上路の間のうち、道路標識及び道路標示
で示した区間
で道路標識等により示した進行方向別区分による。

竜王

駅入口

交差点

（上下

線各三

五メートル）

山県

神社北

交差点

（上下

線各三

五メートル）

竜王

東小学

校入口

交差点

（上下

線各三

〇メートル）

富竹

新田第一

交差点

（上下

線各三

五メートル）

小瀬

スボ

ツ公園

入口交

昭和

甲府

昭和高

車両

南甲

府

笛吹

塩山

平成一九年三月一九日

告示第二十七号

等学校

入口交

差点（

上下線

各三五

メートル

（上下

線各五

〇メートル）

市場

南入口

交差点

（上下

線各五

〇メートル）

中小

河原交

差点（

上下線

各五〇

メートル

（上下

線各三

五メートル）

上町

交差点

（上下

線各三

五メートル）

小瀬

スボ

ツ公園

入口交

差点() 上り線 五〇メ 一トル 及び下 五メー トル) 増坪 交差点 (上下 線各五 〇メー トル) 蓬沢 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 西高 橋交差 点(上 下線各 三五メ 一トル) 上阿 原交差 点(上 五メー トル) 都計 道交差 点(下 五メー トル)

〇メー トル) 向町 二交差 点(上 下線各 五〇メ 一トル) 向町 交差点 (上下 線各三 五メー トル) 広瀬 交差点 (上り 線四〇 〇メー トル) 下り線 三〇メ 一トル) 四日 市場西 交差点 (上り 線三五 〇メー トル) 下り線 五〇メ 一トル) 四日

交 差 点
 (上 下)
 線 各 五
 ○ 米 一
 ト ル)
 市 場
 南 入 口
 交 差 点
 (上 下)
 線 各 五
 ○ 米 一
 ト ル)
 中 小
 河 原 交
 差 点 ()
 上 下 線
 各 五 ○
 米 一 ト
 ル)
 上 町
 交 差 点
 (上 下)
 線 各 三
 五 米 一
 ト ル)
 小 瀬
 ス ポ ー
 ツ 公 園
 入 口 交
 差 点 ()
 上 町 線
 五 ○ 米
 一 ト ル)
 及 び 下
 線 三
 五 米 一
 ト ル)

増 坪
 交 差 点
 (上 下)
 線 各 五
 ○ 米 一
 ト ル)
 蓬 沢
 交 差 点
 (上 下)
 線 各 三
 五 米 一
 ト ル)
 西 高
 橋 交 差
 点 (上)
 下 線 各
 三 五 米
 一 ト ル)
 上 阿
 原 交 差
 点 (上)
 線 三
 五 米 一
 ト ル)
 上 阿
 原 交 差
 点 (下)
 線 五
 ○ 米 一
 ト ル)
 向 町
 二 交 差
 点 (上)
 下 線 各
 五 ○ 米
 一 ト ル)

向町 交差点 (上下) 線各三 五メー トル) 広瀬 交差点 (上り) 線四〇 メー トル及び 下り線 三〇メ ー トル (四日 市場西 交差点 (上り) 線三五 メー トル及び 下り線 五〇メ ー トル (四日 市場交 差点) 上下線 各三五 メー トル) ②石和 橋西交

に改める。
別表第二十四中

二六	町道三 〇号線	中巨摩郡昭和町押越一、〇 九二番地先(南消防署昭和 出張所前)	当該道 路上に 標示し	南甲 府	平成一九年三月一九 日 告示第二七号
二六	町道三 〇号線	中巨摩郡昭和町押越一、〇 九二番地先(南消防署昭和 出張所前)	当該道 路上に 標示し た位置	南甲 府	平成一九年三月一九 日 告示第二七号
			差点(上下線) 各三〇メー トル) ②上阿 原交差 点東側 から上 り線五 〇メー トルの 区間 ③甲府 昭和高 校入口 交差点 西側か ら下り 線三〇 メー トルの 区間		

二七	市道	甲斐市下今井二一八番地一 先(葑崎警察署甲斐分庁舎 前)	た位置	当該道 路上に 標示し た位置	葑崎 平成一九年七月二日 告示第六〇号
----	----	------------------------------------	-----	--------------------------	---------------------------

に改める。

正 誤

平成十九年三月八日山梨県告示第七十六号(保安林の指定施業要件の変更予定)
 一三九ページ下段終わりから十行目から九行目は次のとおり誤り。
 (南巨摩郡南部町(次の図に示す部分に限る。))

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十九年三月十五日山梨県告示第八十一号(保安林の指定施業要件の変更予定)

一五九 一六〇	下 上	終わりから 五	字ハイマゼ六六八の二 立木の伐採の限度並びに 植栽の方法・期間及び樹 種	北都留郡小菅村 立木の伐採の限度
------------	--------	------------	---	---------------------

平成十九年四月十九日山梨県告示第百六十五号(山梨県議会の議員その他非常勤の
 職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に
 基づく知事が定める額の一部を改正する告示)

二九三	上	終わりから九	第百六十五号	第百六十五号の二
-----	---	--------	--------	----------